

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態（法172～法183）

市保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

#### 【本計画における主な用語の読み替え】

|             |               |
|-------------|---------------|
| 武力攻撃事態等     | 緊急対処事態        |
| 保護措置        | 緊急対処保護措置      |
| 国民保護対策本部（長） | 緊急対処事態対策本部（長） |
| 武力攻撃        | 緊急対処事態における攻撃  |
| 武力攻撃災害      | 緊急対処事態における災害  |